

資料1

臓器移植法の一部改正に伴う組合員証等に係る

地方公務員等共済組合法 施行規程の改正案について

地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正について

自治行政局公務員部福利課

I 改正の主旨

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（以下「臓器移植法改正法」という。）（平成21年法律第83号、平成21年7月17日公布、平成22年7月17日施行）では、国及び地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとされたことに伴い、臓器提供に関する意思表示欄を設ける等組合員証等の様式を変更するもの。

II 改正の概要

臓器提供に関する意思表示欄を設ける様式は以下のとおり。

- ・ 組合員証 (別紙様式第14号)
- ・ 組合員被扶養者証 (" 第19号)
- ・ 船員組合員証 (" 第40号)
- ・ 船員組合員被扶養者証 (" 第41号)
- ・ 任意継続組合員証 (" 第46号)
- ・ 任意継続組合員被扶養者証 (" 第46号の2)

なお、改正前に作成した組合員証等については、施行日以後も有効に活用することができる旨の経過措置を設けることとする。

III 施行期日

平成22年7月17日

内閣府

○総務省令第 号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年七月 日

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 原口 一博

文部科学大臣 川端 達夫

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

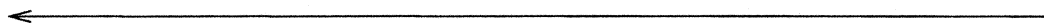
別紙様式第十四号の（裏面）及び備考を次のように改める。

(裏面)

注意事項	保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。			
住所	<table border="1"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>			

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は組合員証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
 - (3) 組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく組合員証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第十九号の（裏面）及び備考を次のように改める。

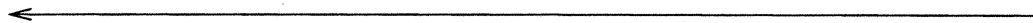


(裏面)

注意事項	保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。			
住所	<table border="1"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</u></p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>			

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員被扶養者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
 - (3) 組合員の資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく組合員被扶養者証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第四十号の（裏面）及び備考を次のように改める。



(裏面)

注意事項	保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。			
住所	<table border="1"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆) : _____ 家族署名 (自筆) : _____</p>			

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途船員組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 船員組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 船員組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は船員組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - (3) 船員組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく船員組合員証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に船員組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 船員組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第四十一号の（裏面）及び備考を次のように改める。

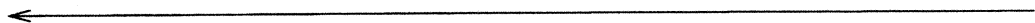


(裏面)

注意事項	保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。			
住所	<table border="1"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>			

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途船員組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 船員組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員被扶養者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は船員組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
 - (3) 船員組合員の資格を喪失したとき又は船員組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく船員組合員被扶養者証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に船員組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 船員組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (4) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (5) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第四十六号の（裏面）及び備考を次のように改める。

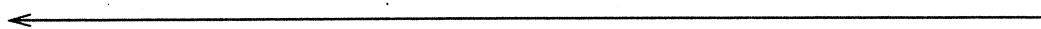


(裏面)

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。	
住所	<input type="text"/>
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____年____月____日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p>

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途任意継続組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 任意継続組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 任意継続組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は任意継続組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - (3) 任意継続組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく任意継続組合員証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に任意継続組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 任意継続組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第四十六号の二の（裏面）及び備考を次のように改める。



(裏面)

注意事項	保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。			
住所	<table border="1"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____</p>			

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途任意継続組員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 任意継続組員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 任意継続組員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は任意継続組員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - (3) 任意継続組員の資格を喪失したとき又は任意継続組員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく任意継続組員被扶養者証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に任意継続組員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 任意継続組員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

附 則

- 1 この命令は、平成二十二年七月十七日から施行する。
- 2 組合は、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第十四号による組合員証、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証、別紙様式第四十号による船員組合員証、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証及び別紙様式第四十六号の二による任意継続組合員被扶養者証（以下「旧組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧組合員証等の様式については、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この命令の施行の際現に交付されている旧組合員証等の様式については、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前二項の規定にかかわらず、旧組合員証等については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

<p>別紙様式第14号 (裏面)</p> <p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>備考 ※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。) 記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】 〔特記欄： _____ 〕 署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。 5. 組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。 (1) 組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。 (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。 (3) 組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく組合員証を組合に返納すること。 (4) 不正に組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。 (5) 組合員証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。 (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。 (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。 (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。</p>	<p>改 正 後</p>
<p>別紙様式第14号 (裏面)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。 2. この証では、公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療を受けられません。 3. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。 4. 組合員の資格がなくなったとき又は法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 6. この証の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p> <p>住所 <input type="text"/></p> <p>備考 備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。</p>	<p>改 正 前</p>

<p style="text-align: center;">別紙様式第19号 (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>住所 </p> </div> <p>備考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____年____月____日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p> </div> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。 5. 組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。 (1) 組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。 (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。 (3) 組合員の資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく組合員被扶養者証を組合に返納すること。 (4) 不正に組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。 (5) 組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。 (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。 (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。 (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。</p>	改 正 後
<p style="text-align: center;">別紙様式第19号 (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。 2. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。 3. 組合員の資格がなくなつたとき又はその被扶養者でなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 5. この証の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p> <p>住所 </p> </div> <p>備考</p> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。</p>	改 正 前

<p>別紙様式第40号</p> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>住所 </p> <p>備考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p> </div> </div> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途船員組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。 5. 船員組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。 (1) 船員組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。 (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は船員組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。 (3) 船員組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく船員組合員証を組合に返納すること。 (4) 不正に船員組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。 (5) 船員組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。 (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。 (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。 (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。</p>	改 正 後
<p>別紙様式第40号</p> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。</p> <p>2. この証では、公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療を受けられません。</p> <p>3. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>4. 組合員の資格がなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p> <p>住所 </p> <p>備考</p> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。</p> </div>	改 正 前

<p>別紙様式第41号</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>住所 </p> </div> <p>備考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____年____月____日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p> </div> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途船員組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。 5. 船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。 (1) 船員組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。 (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は船員組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。 (3) 船員組合員の資格を喪失したとき又は船員組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく船員組合員被扶養者証を組合に返納すること。 (4) 不正に船員組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。 (5) 船員組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。 (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。 (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。 (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。</p>	改 正 後
<p>別紙様式第41号</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。 2. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。 3. 組合員の資格がなくなつたとき又はその被扶養者でなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 5. この証の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p> </div> <p>住所 </p> <p>備考</p> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。</p>	改 正 前

<p>別紙様式第46号</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>住所 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div></p> <p>備考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます (記入は自由です。)</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____年____月____日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p> </div> </div> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途任意継続組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。 5. 任意継続組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。 (1) 任意継続組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。 (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組合員証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は任意継続組合員証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。 (3) 任意継続組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく任意継続組合員証を組合に返納すること。 (4) 不正に任意継続組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。 (5) 任意継続組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。 (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。 (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。 (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。</p>	改 正 後
<p>別紙様式第46号</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。</p> <p>2. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。</p> <p>3. 任意継続組合員の資格がなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。</p> <p>4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>5. この証の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。</p> <p>住所 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div></p> <p>備考</p> <p>備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。 4. 別途任意継続組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。</p> </div>	改 正 前

別紙様式第46号の2

(裏面)

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

--

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます
(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

[特記欄:

署名年月日: _____年 _____月 _____日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途任意継続組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 5. 任意継続組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 任意継続組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず任意継続組合員被扶養者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合)任意継続組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - (3) 任意継続組合員の資格を喪失したとき又は任意継続組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく任意継続組合員被扶養者証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に任意継続組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 任意継続組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
 また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

改正後

別紙様式第46号の2

(裏面)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。
3. 任意継続組合員の資格がなくなつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. この証の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。

住所

--

備考

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途任意継続組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

改正前